

公益社団法人日本サウナ・スパ協会
個人情報管理規程

(目的)

第1条 本規程は、公益社団法人日本サウナ協会(以下「この法人」という))の、個人情報の適正な取扱いに関してこの法人の役職員が遵守すべき事項を定め、これを実施運用することにより個人情報を適切に保護・管理することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程及びこの規程に基づいて策定される規則等において使用する用語については、次のとおりとする。

(1)個人情報

「個人情報」とは、生存する個人に関する情報で、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものをいう。

(2)個人情報データベース等

「個人情報データベース等」とは、個人情報を含む情報の集合で、次に掲げるものをいう。
イ 特定の個人情報をコンピュータを用いて検索することができるように体系的に校正したもの
ロ 前号に掲げるもののほか、特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものであって、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するもの

(3)個人データ

「個人データ」とは、個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。

(4)本人

「本人」とは、当該個人情報によって識別される、又は識別され得る、生存する特定の個人をいう。

(5)役職員等

「役職員等」とは、この法人に所属するすべての理事、監事及び職員をいう。

(6)個人情報管理責任者

「個人情報管理責任者」とは、会長によって指名された者をいう。

(適応範囲)

第3条 この規程は、すべての役職員等に適用する。また、退職後においても在任または在籍中に取得・アクセスした個人情報については、この規程に従う者とする。

2 この法人の事業について、委嘱または依頼を受けた者が、この法人の業務に従事する場合には、当該従事者は、この規程を遵守しなければならない。

3 前項の従事者を管理する立場にある者は、当該従事者に対し、この規程の遵守を確保するために必要な措置を講じなければならない。

(個人情報管理責任者)

第4条 この法人においては、事務局長を個人情報管理責任者とする。

2 個人情報管理責任者は、この規程の適正な実施及び運用を図り、個人情報が外部に漏洩したり、不正に使用されたりすることがないように管理する責を負う。

(個人情報の取得)

第5条 個人情報の取得は、適法かつ公正な方法によって行い、偽りその他不正な手段によって取得してはならない。

2 本人から直接個人情報を取得する場合には、本人(本人が未成年であれば保護者。以下「本人等」という。)に対して、その利用目的を告げ本人等の同意を得なければならない。

(利用目的)及び個人情報の利用)

第6条 個人情報を取扱うに当たっては、事前にその利用目的を明確に定めるものとし、この法人の業務において必要な範囲であり、かつ本人等から同意を得た利用目的の範囲内でなければならない。

(個人情報の提供)

第7条 法令で定める場合を除き、個人情報は第三者に提供してはならない。

(個人情報等の消去・廃棄)

第8条 保有する必要がなくなった個人情報等については、直ちに当該個人情報を消去・破棄しなければならない。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、公益社団法人日本サウナ・スパ協会設立登記の日(平成24年4月1日)から施行する。